

世田谷区条例たたき台と法律・都条例との比較表

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	条例（たたき台）	
		条文の内容	考え方
<p>条文</p> <p>○目的 ・障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定める。</p>	<p>条文</p> <p>○目的 ・障害者差別解消の推進に関して基本理念を定める。 ・都、都民及び事業者の責務を明らかにする。 ・障害者差別解消法に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに啓発活動の実施に関し必要な事項等を定める。</p>	<p>○目的 ・地域共生社会の実現に向けた区の施策に関する基本的な考え方を明らかにする。 ・区並びに区民、事業者、障害者団体の責務を定める。 ・障害理解の促進や差別解消、<u>地域での支え合い</u>に必要な事項を定める。 ・<u>障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進</u>を目指す。 ・<u>地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた支援など、障害者の地域における自立した生活</u>につなげる。</p>	<p>・障害理解促進や差別解消に留まらず、広く地域共生社会の実現を目指すことを基本理念とする。 ・障害理解促進や差別解消に向けた取組みにあたっては、当事者や家族の主体的な行動が望まれることから、責務の対象として、区民の中に障害者及び障害者団体を含める。 ・障害当事者や家族の声を踏まえ、地域で支え合う環境の構築を目指す。 ・条例の制定を通じて、障害差別解消の考え方が浸透し、障害者に対する地域の理解が得られることにより、障害者の地域における自立した生活につなげていく。</p>
<p>○定義 ・障害者、社会的障壁、行政機関等、国の行政機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、事業者</p>	<p>○定義 ・障害者、事業者、社会的障壁、共生社会、障害の社会モデル</p>	<p>○定義 ・障害、障害者、社会的障壁、<u>障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的配慮、障害の社会モデル、地域共生社会、区民、事業者、障害者団体、医療的ケア、言語、多様な意思疎通のための手段</u></p>	<p>・できる限り区民にわかりやすく、理解を促せるよう、多くの用語を定義に位置づける。</p>
	<p>○基本理念 ・全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること。 ・全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 ・全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 ・全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。 ・障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。</p>	<p>○基本理念 ・障害のある人もない人も人権及び基本的自由を享有する<u>個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利</u>を有する。 ・生涯にわたって、社会、経済、政治、教育、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。 ・多様な意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる。 ・<u>女性や性的少数者等が、障害を理由とする差別に加えて、性別による固定的役割分担や複合的な原因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされる。</u> ・<u>障害のある児童（医療的ケアを要する児童を含む。）に対して、成人の障害者とは異なる支援が適切に行われる。</u></p>	<p>・法の目的を踏まえ、個人として尊重されることに加え、個人としての尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい生活を保障される権利についても言及することで、より丁寧に記載する。 ・性別による固定的役割分担による困難な状況についても、依然存在していることから記載する。 ・国の基本方針を受けて、障害のある児童に対する適切な対応について記載することとし、区の重要施策であり、医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、「医療的ケア児」にも触れる。</p>
<p>○責務 ・国及び地方公共団体の責務、国民の責務</p>	<p>○責務 ・都の責務、都民及び事業者の責務</p>	<p>○責務 ・<u>区の責務</u>、区民の責務、事業者の責務、<u>障害者団体の責務</u></p>	<p>・区、区民、事業者の責務に加えて、障害者の責務を区民の責務に追記し、障害者団体の責務も記載する。 ・障害者や家族の支援にあたる区職員の役割は重要であり、区の責務の中に、区職員の育成を位置付ける。</p>

<p>○相談及び紛争の防止等のための体制の整備 ○啓発活動</p>	<p>○広域支援相談員、○あっせんの求め、○事実の調査、 ○あっせん、○勧告、○公表、○調整委員会</p>	<p>○障害理解の促進及び差別解消に向けた啓発活動 ○相談対応</p>	<p>・あっせん等が必要な場合は、都の仕組みや区の保健福祉苦情審査会を活用し、区独自の施策としては位置づけない。 ・区としては、啓発活動や相談対応に力を入れていくことを明示する。</p>
		<p>○地域支え合い活動の推進 ○災害に備えた地域づくり</p>	<p>・目的を踏まえ、障害当事者や家族を地域で支え合う環境が不可欠なことから新たな項目を設ける。 ・台風等災害による区民生活への影響を教訓に、災害時に備えた取組みの推進について記載する。</p>
		<p>○障害者の虐待の防止、○交流の機会の充実、○雇用及び就労の促進、○パラスポーツの推進、○文化芸術活動の推進</p>	<p>・せたがやノーマライゼーションプランや共生社会ホストタウンの取組み等を踏まえ、重要施策について記載する。</p>
	<p>○情報保障の推進 ・都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。 ・都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。 ・都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。</p>	<p>○情報保障の推進 ・区は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、手話、要約筆記、筆談、点字、代読、音声コードその他障害者が分かりやすく利用しやすい方法による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずる。 ・区は、関係機関や障害者団体等と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずる。</p>	<p>・今後の議論の中で、聴覚障害当事者以外の障害者にとって必要な情報提供の手段についても、記載していく。 ・意思疎通の仲介者の養成については、関係機関のほか、聴覚障害者団体など障害者団体との連携協力も不可欠であることから記載する。</p>
	<p>○言語としての手話の普及 ・都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○言語としての手話の習得及び普及等 ・区は、手話が、ろう者、難聴者及び中途失聴者その他手話を必要とする区民にとって、日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備を図るため、必要な施策を講ずる。</p>	<p>・手話を必要とする区民を、具体的に列挙するとともに、普及にとどまらず、習得や共有する機会の拡大、手話通訳者の養成など手話を使用しやすい環境の整備に関して、具体的に記載する。 ・言語としての手話は、地域共生社会の実現に向けた手法の一つであり、他の障害種別への影響を考慮し、言語としての手話に特化した条例を別に設けることはせず、本条例に掲げる施策の一つとして位置付ける。</p>
	<p>○教育の推進 ・都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○教育の推進 ・区は、障害者とその年齢及び特性を踏まえた<u>十分な教育を受けられるよう</u>、教育の内容・方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずる。 ・区は、障害のある人もない人も、同じ環境で<u>共に学び育つインクルーシブ教育の推進</u>に必要な措置を講ずる。 ・区民が障害及び障害者に対する理解並びに社会的障壁の除去についての重要性に対する理解を深めるための教育を講ずる。</p>	<p>・正しい知識を持つための教育だけではなく、障害者が十分な教育を受けられることが重要であることから、必要な施策を講ずることについて記載する。 ・インクルーシブ教育の推進を位置づけ、障害のある人もない人も共に学び育つ環境が求められることから、必要な措置を講ずることについて記載する。</p>
<p>○基本方針、○行政機関等における障害を理由とする差別の禁止、○国等職員対応要領、○地方公共団体等職員対応要領、○事業者のための対応指針、○障害者差別解消支援地域協議会、○協議会の事務等、○秘密保持義務</p>	<p>○区市町村との連携、○障害を理由とする差別の禁止、○事業者による取組の支援</p>	<p>○障害を理由とする差別の禁止 ○合理的配慮</p>	<p>・障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮については、今般の障害者差別解消法改正の主旨を踏まえても必要な内容であり、記載する。</p>